

令和4年度 第2回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録（発言要旨）

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

□と き 令和5年3月17日（金曜日）午後7時30分～午後9時00分

□ところ 加賀市役所 302・303会議室

□出席者 長谷川委員、西野委員、木戸口委員、向出委員、樫尾委員、田甫委員、永山委員、
谷井委員、上野委員、永矢委員、富田委員、宮北委員、篠原委員、安田委員、岩尾委員
（欠席者）舞谷委員、南野委員、佐久間委員

□事務局 奥村市民健康部長

（介護福祉課）篠田課長、奥野企画官、金森リーダー、西島主査
（地域包括支援センター）東出所長、岡田リーダー
（子育て応援ステーション）北口所長

□開会（午後7時30分）

（事務局）

皆様、こんばんは。会議の開会に先立ちまして皆様をお願い申し上げます。

この会議におきましては、公開となっております。音声も議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承いただきますよう、お願いします。

また、ご発言をされる際は、手を挙げていただき、お名前をおっしゃってからご発言をいただけますよう、よろしくをお願いします。

次に、資料について、確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお送りいたしました、障害者分科会の「次第」、「委員名簿」、「資料1」と「資料2」でございます。また、本日の配付資料としまして、「座席表」、「第1回ご質問の後日回答分」「資料内容についてのご意見・ご質問」の3点をお手元にお配りしております。皆さまへの送付・配付漏れなどがありましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか？

それでは、ただいまより令和4年度第2回加賀市健康福祉審議会障害者分科会を開会します。

はじめに、市民健康部長の奥村がご挨拶を申し上げます。

（市民健康部長）

皆さま、こんばんは。日中お疲れのところ、会議が夜分の開催となりました。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、昨年12月に障害者総合支援法の一部改正が行われております。この改正の趣旨としましては、地域生活や就労支援を強化することなどにより、障がいのある方などの希望する生活が実現するということを目指しております。市としましても、この法改正の趣旨を踏まえた施策を今後展開していくことになるかと思っております。

そしてまた市のほうでは現在、3月議会、定例会の開会中ということで、今月の27日になりまして、現在、令和5年度の予算について、議会のほうで審議いただいております。障がい福祉関連の予算についても、ご審議いただいている最中ということでございます。予算を可決いただいた後は、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

本日の会議でございいますが、令和4年度の障がい福祉施策について、それから来年度ですけれども、「第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期加賀市障がい児福祉計画」の策定の年となります。来年度は計画策定のため、会議の開催が多くなりまして、委員の皆さまには大変なご負担をおかけすることも多いと思いますが、是非またよろしくお願ひしたいと思っております。

早速ですけれども、この後、担当の方から、それぞれの議事について説明させていただきます。委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見をいただきますようお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

次に、委員の交代がありましたので新たにご就任いただきました委員のご紹介をいたします。

※新就任委員を順に紹介

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

※職員を順に紹介

なお、本日の分科会は、委員18名中、15名のご出席をいただいておりますので、過半数に達していますので、加賀市健康福祉審議会条例の規定により、会議が成立していることをご報告します。

それでは、健康福祉審議会条例の規定により、分科会の会長が議長を務めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては長谷川会長にお願ひいたします。

(長谷川会長)

みなさまこんばんは。ご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思いますが、まず前回の第1回会議のご質問のうち後日回答するというものがありまして、まず事務局の方より回答をお願いします。

(事務局)

前回の議事で、谷井委員より、就労に関するご質問で、後日回答するものが2点ございましたので、ここでお答えしたいと思います。

1つ目のご質問を読み上げます。雇用就労の件について、伺いたいと思います。「ハローワークを通じてアンケートを実施した」とあるが、アンケート結果について、ホームページなどで公開していただくことは可能なのでしょうか。こちらに対する回答でございします。アンケートを実施した、就労支援対策検討会では、就労強化事業の取り組みとして、事業所訪問や企業訪問、加賀市合同面接会を実施していました。今回のアンケートは、より効果的に企業訪問を行うために市内民間企業に事前意向調査を行うためのものであり、雇用に関する相談を希望する企業への就労支援につなげるためのものでしたので、結果をホームページなどで公開することを前提としたものではないと聞いています。

2つ目のご質問です。ジョブコーチ制度が加賀市でどの程度運用されているのか、訪問型、企業在籍型の認定者は何人おられるか、稼働がどういう状況になっているか、補助額に対してどのくらい使われているかお聞きしたい。回答でございします。ジョブコーチ（職場適応援助者）は、職場適応援助者養成研修を修了した人がジョブコーチ支援を行えるものであり、その養成研修は、障害者職業センターが行っているものと、指定された民間の研修機関で行っているものがあるため、県内や加賀市でどれだけ修了者がいるかは把握できない状況です。石川障害者職業センターでは5人配置しており、要請があれば派遣を行っています。今年度は、加賀市の方が支援を受けた事例は2人で、いずれも市外の事業者で受けているとのこと。ジョブコーチ支援の助成については、申請

する企業が少なく、加賀市の企業からの申請はないとのこと。回答とは別に、南加賀エリアではほかに、一般就労に対する職場適応援助を行っている、こまつ障害者就業生活支援センターがございまして、富田委員から参考に状況をお教えいただければと思いますが、富田委員よろしいでしょうか。

(富田委員)

ジョブコーチ支援と一般によく言われていまして、私たちの支援センターの職員も、通称ジョブコーチとかジョブさんみたいに言われることがあるのですが、厳密にいうと、こまつ障害者就業生活支援センターにジョブコーチは配置しておりません。市町村や県などがしている事業ではなくて、独立行政法人が一手に人的なサービスとして、企業から申請があれば派遣するとか、あるいは障害職業センターの利用者で、この人はやはりジョブコーチ支援が必要だなということであれば、先ほどありました障害職業センターのコーチを派遣するというような形で行っております。ほとんどの場合、企業側からの申請でというよりは、障がい当事者の方が、職業センターの支援を利用するという過程で、就職が決まれば必要に応じてジョブコーチ支援を使うという形かなと思っております。私たちの就業生活支援センターの支援員と非常に動きが似ているのですが、就業生活支援センターの地域密着ですね、南加賀圏域3市1町、加賀市、能美市、小松市、川北町にお住まいの方を対象に、職場適応のお手伝いをしているというところですよ。

それから加賀市でどれくらい、という数量的なご質問もあったので、ご参考までに、令和3年度で、私たちのセンターへの登録の人数は加賀市内の方で235名、その中で支援の件数として、592件、1年間で支援させていただいているという規模感で運営をしております。それから、小松の私たちのセンターについては、常勤職員は私を含めまして7名おりまして、これは国と県の事業ですね。国から4名、人件費をお預かりして委託されています。県からは1名です。またこの3市1町のうち小松市が独自に事業をやっており、それから2名ということです。小松市の事業で設置している職員が他市の支援についても分け隔てなく、3市1町全体のご支援にあたっております。障害者就業生活支援センター事業ということで、ジョブコーチ支援はしていないのですが、似たようなことをしているということで、ご参考にしていただければと思います。

(長谷川会長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは前回分は以上ですが、本日分の内容につきまして進めたいと思います。事務局より説明をしていただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。また、議事1の終了後に休憩をはさんだのち、議事2を行い、全体の終了予定を午後9時頃としたいと思います。それでは、事務局より議事(1)について、説明をお願いします。

(事務局)

議事(1)「令和4年度障がい福祉施策事業について」(資料1)を説明

議事(1)に関する事前質問について説明

- 「No.1 障がい者理解のための講演会」
- 「No.2 公共施設のバリアフリー化」
- 「No.3 福祉避難所の円滑な設置・運営」
- 「No.4 3障がい連絡協議会への活動支援」
- 「No.5 加賀市じりつ支援協議会 つながり部会」

- 「No.6 加賀市じりつ支援協議会 つながり部会」
- 「No.7 加賀市じりつ支援協議会 地域ケア会議」
- 「No.8 加賀市じりつ支援協議会 まなび部会」
- 「No.9 地域生活支援拠点等の体制整備事業の具体的な実施方法」
- 「No.10 地域生活支援拠点等の体制整備事業 相談支援」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

(議事(1)について) ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(樫尾委員)

ただいまの説明について、資料1の①、1の②、1の④の項目に関して3つの質問をさせていただきます。

まず資料1の①のところで、障がい当事者の福祉避難所の連携についての私の意見ですが、今から6年ほど前に、加賀市の防災センターとか、防犯対策課があったかと思うのですが、その時に、実際に障がい者を交えた避難訓練をやってもらいたいとお話をしました。以来、各地区での防災訓練は実施されているのですが、例えば一泊二日の福祉避難所とか防災訓練の実施をしていただきたいということを述べたのですが、それがまだ現実に実行されていない。

2つ目、障がい当事者と福祉避難所の連携についてですが、先ほど説明がありました、市内福祉避難所67か所の登録があるとお聞きしたのですが、実際、この福祉避難所の認識というのが本当にどうなのか。といいますのは、我々障がい者が一次避難所に移行してから、それから二次的に福祉避難所に移動するのですが、その連携というのがスムーズにいくかどうか、実際に訓練をしていただかないと、少し疑問に思うので、これをもう少し検討していただきたいと思います。

続きまして2つ目です、資料1の②に関してですが、加賀市の障がい福祉の現状と人材不足について、私の意見です。令和3年の夏の分科会でもお話ししましたが、私を含め、市内における障がい者が障害福祉サービスを利用するにあたって、現状としては実際にニーズがあるのに、事業者さんの方で人材不足があって、そのサービスが実施できないということが言われております。現実に障害福祉サービスの事業所は加賀市においては、現在のところ4事業所しかありません。そこで、私どもの障害福祉サービスのニーズをお願いしても、なかなか人手が足りないのごめんなさいというのが現状なので、私たち障がい当事者も含めて、いろいろなところから情報を集めてきて、障害福祉サービスの対応事業所を一つでも設置していくべきではないかと思うので、私ども含めて、それから行政と民間の事業所さんとの三位一体で、事業所を増やすことを進めていただきたいと思います。

最後に3つ目です。資料1の④についてですが、先ほど説明をいただきましたが、この24時間365日、1件緊急の連絡があったということをお聞きしていますが、果たしてどこまで本当にスムーズに対応していただけるのかということが少し疑問なところなんです。これから整備をされるとお話がありましたので、期待することにはいたしますが、障害福祉サービスと実際につながっていない人、いわゆる障害福祉サービスから漏れている人、障害福祉サービスの手続きをとっていない人が現に、この緊急事態が実際に起きた時にどうしたらいいのか、ということがあります。私たち障がい者団体も含めて、行政と合わせて、もう少しつながっていない人たちをもっと救っていくという

手立てを、令和5年度は考えていくべきではないかと思っています。以上3つです。

(長谷川会長)

事務局の方からこれについて何かありますか。

(事務局)

樫尾委員、ご意見ありがとうございました。こちらはその意見を汲みまして、また考えてまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

(岩尾委員)

先ほどの事務局からの説明で、補足ですけれども、地域生活支援拠点の専門的人材の確保を要請というところですが、この仕組み自体は、地域生活支援拠点だけじゃなくて相談支援体制というものとセットになっているので、そういうところから言いますと、加賀市は既に障がい者の基幹相談支援センターが設置されており、今年度から市直営になりましたが、そこのスタッフは、保健師さんであるとか精神保健福祉士であるので、資格を有している上に、かなりの経験をされている方が担当されているという状況です。もうひとつ相談支援体制というところでは、地域の仕組みを作っていくということの中で、少し国の制度が変わりまして、研修を受けて、主任相談支援専門員というのを相談支援事業所の中に置こう、という仕組みができています。加賀市の相談支援体制というのは、非常に充実しているというふうに私は思っています。たとえば24時間365日で電話の当番ができるのも、そういう状況だと思います。主任相談支援専門員の状況ですが、13人の相談支援専門員がいるうち、今年度3人が研修を修了して、5人が市の推薦で出られる主任相談支援専門員の研修を修了しているということで、人材育成および確保というところでは、相当リッチな状況だと思います。ただ一方で、さらなる人材育成、養成というところでは、緊急時の支援であるというところで行くと、事業所全体で受け入れていただくような体制の確保みたいなものが必要だと思いますので、相談支援専門員だけではなくて、事業所のほうへの理解とか、人材の養成というところに焦点を当てて次の取り組みにつなげていけたらいいのかなというふうに思います。

(谷井委員)

育成会の谷井です。今ほどの岩尾さんに反論するつもりはないのですが、この地域生活支援拠点に関しては、私の思いを少し話させてもらいます。非常に厳しい意見になるかと思いますが、まず加賀市として本当にやる気があるのかどうか、はっきりしたいと思っています。この内容を見る限り、具体的な実施方法とありますが、決定的に欠けているのは、いつまでにやりきるのかという時間軸での計画が全く示されていないということです。計画の第6期、来年もう終わりますが、どういう感じで総括するつもりでおられますか。要は、いつまでにやりきるのかということが全く示されていない。私がなぜこういうことを申し上げるかと言いますと、加賀市では相談事業が非常に充実しているということで岩尾さん、果たしてそうでしょうか。全国を見ると、もうすでに5年ほど前にはこういう拠点ができていて、私も事前の質問で書いてありますとおり、2019年にすでに完全に確立されています。それは、当事者の意見を色々聞いたなかで、相談員の資質が問われているわけです。要は当事者が何を悩んでいるのか、それに対して応えられる道しるべを示せるのだろうか、そういう専門的な知識、知見が必要になってくるでしょう。計画相談だけでなく、問題は、本人が悩んでいることに対して、どうそれを解決してあげるかと、どう橋渡しをしてあげるかというところまで、踏み込んだ形での改善がないと意味がないのです。それがソーシャルワーカーであり、コーディネーターであると。そういう専門的な人材が決定的に欠けているのでは、と。それを

加賀市としてどうするつもりですか。そういう先進的な自治体があるということをしかり掴んだうえでレクチャーしてもらおうとか。やる気があるのであれば、具体的な実施方法と書いてあるところに、時間軸ではっきり示してください。そして、来年以降、第7期福祉計画があります。これについても、具体的にいつまでにどうするという数字を示してください。また、たとえばじりつ支援協議会の中で、つながり部会、おとな部会、それぞれ目的が書いてありますが、目的とは何ですか。発信や課題の解決の整理というのは単なる手段であって、この手段によって何を得られるのか、成果物は何なのか。おとな部会も同じ、つながりの充実のための課題整理、具体策の検討。こんなのは目的ではなく手段です。決定的にこれはもう考え方が間違っている。検討した、解決した、何回やった、で終わっている。共通して言える話ではそういう内容に総括されます。どういうふうと考えておられるか、ご意見を聞いてみたいです。

(事務局)

今、厳しいご意見いただきましたけれども、少しコメントさせていただければと思います。まず、誤解を恐れずに言えば、正直、やる気のできるものではないというふうに考えております。これら障がい福祉施策全体、市だけでできるものではなく、事業者の皆様とご協力、また当事者の皆様にもご協力、ご理解をいただきながら、構築していくものというふうに考えております。その中で、今回、国の方から地域生活支援拠点という考え方がでてきて、この5つのことを、

(谷井委員)

厚労省から何年に出たと思います？何年経っているのですか？

(事務局)

申し訳ございません、私ここの担当になって少し日が浅いものですから、何年に出ていたか知りませんが、本日の会議においては、そういったところも含めまして現状をお話させていただいて、これからのことを考えていきたいというふうに思っております。その中で5つの事業が出てきて、国の方からも、いろいろな事例なども出てきているというところで、加賀市としてのやり方を決め、進めていけたら、というところがございます。先ほど申しましたように、構築を進めるにあたりまして、市だけでできるものではなく、事業者の方の多大なご協力をいただきながら進めていくというところで、一朝一夕でできるものではないというふうに考えておきまして、今のよう内容になっています。厳しいご意見をいただきましたが、たとえば目的ではないという形ではございますが、その点につきましては、少しずつステップを踏んでやっていこうという中で、できることを目的という形に書かせていただいております。こういった形でなければ、本当に加賀市にとっていい体制はできないというふうに考えているというところで、少しでもどんどん進めなければいけないというふうには考えますが、今のところはこういった形でやっているというところで、ご意見として承っておきたいと思っております。

(上野委員)

7ページの、(3)の①ですが、6つの相談支援事業所が交代で24時間体制していると書いてありますが、1つの事業所が年間で2回、24時間体制の当番の月があって、10か月は当番ではないということになるのですか。

それからテレワークのことですが、視覚の方に問題がある場合、聴覚に問題がある場合、テレワークでどんな仕事ができるのかとか、視覚聴覚両方問題ある場合も可能性はあると思うのですが、テレワークでどんな仕事ができるのか知りたいです。

それから資料6ページの4の(1)のイの、親亡き後に備えるため、体験的な暮らしの場を提供するとありますが、一人暮らしの体験を、頑張っってねって、させて、自分で洗濯とか食事の用意とか、そういう体験をして、生活力が上達するとか頼もしくなったねというそんな実例もありますか。変わったよね、みたいな、そういうのがあれば聞きたいです。お願いします。

(事務局)

1つ目の、相談支援事業所の当番制についてですが、ひと月単位で事業所を替わって、担当しておりますので、12か月のひと月ずつを交代制で行っております。

2つ目の、テレワークでできる仕事についてですが、求人とかの紹介を見ておきますと、求人される企業の切り出した仕事ですね、だいたいパソコンを使った仕事が多いように思います。視覚の方でも、パソコン操作で、その求人されている企業の仕事ができれば、雇用される可能性はあるかとは思いますが、それはちょっとこちらでは断言はできないところです。テレワークの人材を確保したい企業が、どんな仕事を切り出して認めてくれるのか、というのがあるので、なかなか求人の内容によることですので、申し訳ないですが、だいたい言いますとパソコン使った作業が多く、たまに内職みたいなものの依頼というのも過去にはあったというのを聞いておりますので、そういうのをもしかしたら仕事の内容で出てくるときがあるかもしれません。

3つ目の、体験機会の場で、ちょっと頼もしくなったかなみたいなお話があったと思いますが、確かにそういうのは一例としてあります。おひとりの方が、お父さんお母さんがいる間はお世話していただけるけど、亡くなった場合とか、たとえば入院されて不在になったときとか、そういうときにおひとりでも生活できるというのが一つの例としてございますし、ほか、たとえばなんですが、ヘルパーさんの助けを借りながら、生活できるようにするというのが、また一つの例としてあるのかなど。ヘルパーさんに全部お願いではなくて、ここここは自分ができる、ここここはヘルパーさんにお願いする、みたいなことで、ヘルパー資源というのも限られておりますので、そういった部分的な支援というところも、体験機会の場で高めていくという例もありますし、いろいろなバージョンが考えられると思いますので、今おっしゃられたのも一例として確かに十分考えられると思います。

(長谷川会長)

そうしましたら、ここで一旦休憩に入りたいと思います。5分間の休憩としますので、会場の時計で20時43分までとします。よろしくお願いします。

(長谷川会長)

そうしましたら、時間になりましたので、再開したいと思います。議事(2)について、説明をお願いします。

(事務局)

議事(2)第7期加賀市障がい者計画等策定のスケジュール(案)について(資料2)を説明
議事(2)に関する事前質問について説明

「No.11 第7期加賀市障がい者計画等策定のスケジュール(案)」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(樫尾委員)

今ほどご説明がありました、第7期障がい者策定計画ですが、来年の2月中旬に市長への答申をされて、そのあと3月上旬からパブリックコメント、そのスケジュールはそれでいいかと思いますが、実際のことを言いますとちょっと私は疑問に感じます。一応国とか県からの答申があって、加賀市における第7期策定計画の案を作られると思うのですが、このパブリックコメント、それからいろいろな障がい当事者の意見というのは、市長に答申される前に、この来年度の障害者分科会も含め、やっぱり事前に公表して、障がい当事者からの意見というのをもっと吸い上げていただきたいと思います。でないと、今までの第5期、第6期の障がい者策定計画にしても、言葉は悪いですけど机上の空論みたいなどころが多々あるので、障がい当事者の意見はやっぱり吸い上げていただいて、第7期計画を作っていただき、それから市長に答申されて、3月にパブリックコメントを求めるというスケジュールをたてていただかないと、幾分疑問に思います。

(事務局)

計画等の案の作成までには、関係者への意見照会や、当事者、相談支援専門員などのアンケート調査というのをを行うつもりではおりますが、それで案を作り、市長への答申を行いまして、パブリックコメントというのは広く市民の方へ、ということで意見募集を行うという形で考えております。アンケートとか関係者への意見照会でなるべくたくさんの意見を頂戴できるように考えていきたいと思っております。

(樫尾委員)

障がい当事者の意見はどこで吸い上げるのですか？

(事務局)

当事者団体との懇談会とか、そういう意見の場が、設けられる計画があるというふうにお聞きしておりますので、そういう場でも言っていただいてもいいかとは思いますが。あとアンケートの方でも、当事者へのアンケートも行いますので、それで反映させていきたいと思っております。

(事務局)

当事者の方々のご意見というのは、アンケート、それから審議会を通じてご審議いただく中で、3回目終わりましたら計画の案というのがいったん出来上がります。それを、市長の方にいったん答申いただきまして、これは市民役条例に基づいて、意見聴取ということで2週間のパブリックコメントをする、ということになります。で、そのパブリックコメントでいただいた内容については、市長の方にもお渡しして、その結果を踏まえて、策定決定するということになりますので、パブリックコメントでいただいた内容については、ホームページでも公表いたしまして、その公表した内容を市長にもお伝えしたうえで、最終的な決定策定という手続きをとるという流れの中で、このような計画策定となっております。これは高齢、障がい、子ども、同じような流れになっておりますので、決して当事者の意見を反映させないということではないので、そこだけご理解いただければと思います。

(長谷川会長)

そうしましたら、全体につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(樫尾委員)

私の方からはその他に関しまして3つの意見等があります。その前に、先ほど上野委員からご質問のありました、視覚障害や聴覚障害のある方はどんな仕事ができるのかという質問があったか

と思いますが、私ども視覚障がい者は、たとえば企業からのニーズがあって、依頼書とか、エクセル、ワードを使って文章作成、表作成なんかを依頼されたときは、全員とは言いませんが、パソコンに習熟した者は、その書類の作成とかはできます。それから聴覚障がい者でしたらイラストとか、挿絵とか、写真なんかを使った書類の作成とかは、できる人は可能かなと思います。この分が上野委員に対する補足説明です。

私の方から3つの意見ですが、まず一つ目です。先ほど資料1の④のところで、令和4年度の報告のところにありましたが、みんなでやさしいまちづくり教室など、私も過去に11年ほどみんなでやさしいまちづくり教室のほうにも参加させていただいたのですが、行政と、加賀市社会福祉協議会とが連携する事業というのは多々あると思います、これをもうちょっと集約して、人材の確保、それから予算の節約にもなろうかと思しますので、行政と社協との連携事業をもう少し工夫していただけたらいいかなと思っております。

そして2つ目、私どもは、障がい者についていただく人、障がい者相談支援専門員という方がそれぞれ担当していただいております。で、各相談支援事業所の中に、障がい者相談支援専門員の方は、たくさん障がい者を担当しておられて、本当にご苦労は大変かと思っております。でも中には、ときどき、障害福祉サービスを利用している方の中で耳にすることの一つとして、年に2回のモニタリング、ケア会議がありますが、それ以外に、症状とか状態が変わらない人にも、相談支援専門員の方が訪問されて、状況をお尋ねになってくださることはいいのですが、それを加賀市の行政のほうに請求して、14,300円という、計画書、計画案なんかの、報酬をたしかに受けておられます。それは確かに必要のある人は当然ですが、逆に年2回のモニタリング以外には必要がないかと思うのに来てもらっては困るということがあるので、これも少し集約して、経費の節約とは言いませんが、もう少し検討していただけたらと思っております。

3つ目最後です。会議の在り方についてですが、私は令和3年度からもお話をさせていただきましたが、この会議の時間帯的に皆さんお忙しい中大変かと思っております。この1時間30分の会議の時間をもう少し、事務的な報告は簡略化していただき、もっとこの障害者分科会の参加者の皆さんの意見をたくさん集約できる機会として、できるだけこの会議の時間を延ばせるときには延ばしていただけたらと思っております。

それから最後に一つです。今回の資料でも、事務局のほうから、いろいろな本日の分科会の資料を電子データでいただいております。ありがとうございます。でも、ちょっと疑問に思うのが、パソコンのできる人間が委員として出ている場合はいいのですが、もし今後、私の後輩として、視覚障がい者の中でパソコンができない、この資料を点字でくれ、といったときに果たしてこれが可能なかということと、点字ができないなら電磁で作成ができるのかとか、それからちょっと残念に思うのは、この間も事務局のほうにメールでもお願いしましたが、本日の配布資料の中の座席表、それから質問票、それから質問に対する回答票、これはなぜ電子データでできないのですか。仕事が詰まって大変なことは重々承知しております。これだったらOCRのソフトを使ってスキャナで読み取っていただいて、テキストデータにして私の方に送ってくださいといったらやっばりできるのでは、と思います。何が言いたいかといいますと、この障害者分科会で障がい者に対する合理的配慮と謳っている割には、実際のところがちょっと一つ欠けているかなと思うので、これは今後検討を加えていただきたいと思っております。障がい者、その人に寄り添う心意気を少し含んでいただければありがたいかと思っております。

(事務局)

樫尾委員、いろいろご意見ありがとうございます。最後の会議の在り方についてのご意見で、今日の当日配布の座席表と、質問回答の資料の方、本当に直前まで作っておりまして、電子データで全て送ることができなかつたので、まず座席表は送迎した職員から説明を受けていただいたかと思ひます。質問、回答票については、会議の中で、どうしてもその場で説明することになる、ということてメールさせていただきます。本当に資料が間に合わなくて申し訳ございません。

(事務局)

社会福祉協議会との事業の連携、効率化ということてご提案いただきました。できる部分というのはあるのかなというふうに思ひますので、社会福祉協議会のほうとも協議しまして調整を図ってまいりたいと思ひております。それから相談支援専門員のモニタリングだけで、というお話がありましたて、そのあたり、実際どうなのかというところも、じりつ支援協議会の中てでも話をしていければというふうに思ひます。

(長谷川会長)

ほかには何かご意見ありませんでしょうか。そうしましたら、本日の議事は以上で終了とさせていただきます。長時間のご審議ありがとうございます。最後事務局ほうから願ひします。

(事務局)

会長、進行ありがとうございます。

次回の障害者分科会については、日程が決まりましたら文書でご案内しますので、よろしく願ひします。樫尾委員にはデータでお送りさせていただきます。

これをもちまして、第2回障害者分科会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございます。お気をつけてお帰りください。

□閉会 (午後9時00分)